

議案第39号

十勝圏複合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合同規約を次のとおり変更する。

十勝圏複合事務組合同規約の一部を変更する規約

十勝圏複合事務組合同規約（昭和44年7月14日地方第1236号指令）の一部を次のように変更する。

第13条第2項中「5人」を「教育長及び4人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合における教育委員会の組織については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。